

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(28) 海岸漂着物等地域対策推進事業			調査対象 予算額	令和3年度：170百万円 ほか (参考 令和5年度：170百万円)		
府省名	環境省	会計	一般会計	項	大気・水・土壌環境等保全費	調査主体	本省
組織	環境本省			目	地域環境保全対策費補助金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 事業概要 地方公共団体が実施する海岸漂着物、漂流物・海底堆積物（以下「海岸漂着物等」という。）の回収・処理、発生抑制対策等に関する事業を支援する。
- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 補助率 原則：7/10
- 交付額の配分方法  
各自治体からの要望額に対し、環境省において、前年度の交付額や直近の執行実績等を踏まえて設定した基準額を基に、所要の調整を行い交付額を決定している。

### ■事業イメージ

海岸漂着物等の  
回収・処理事業

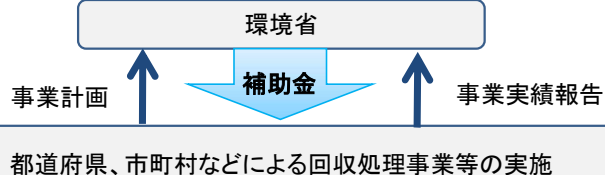
海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)の回収・処理を推進

海岸漂着物等の  
発生抑制対策事業

海洋ごみの発生抑制に係る  
普及・啓発、調査・研究等



(取組事例：自治体による出前講座)



### ■予算額の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度 補正予算	令和3年度 当初予算
回収・処理事業	3,110	170
発生抑制対策事業	370	—

### ■過年度予算の推移

(単位：百万円)

	当初予算	補正予算	合計
令和2年度	3,695	3,525	7,220
令和3年度	170	7,889	8,059
令和4年度	170	3,525	3,695
令和5年度	170	—	170

※予算額には、調査対象外の海洋ごみに関する地域計画策定支援事業を含む。  
※令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置分を含む。  
※令和3年度補正予算額は、軽石対応に係る経費を含む。

## ②調査の視点

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

- 海岸漂着物等の回収・処理事業について、都道府県への事業費配分は、回収・処理量に対応したものとなっているか。
- 効率的な予算執行がなされるよう、競争原理に基づいた事業者選定がなされているか。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

- 漂着ごみの調査結果等を踏まえた際、各自治体が発行する発生抑制対策事業は、その削減に向けて、真に効果のある、適切な対策であると言えるか。

【調査対象年度】令和2～3年度  
【調査対象先数】都道府県：47先  
(うち8先は本事業の活用実績なし)

# 総括調査票

調査事案名 (28) 海岸漂着物等地域対策推進事業

## ③調査結果及びその分析

### 1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

#### (1) 海岸漂着物等の回収・処理単価

- 各自治体が実施した海岸漂着物回収・処理事業の回収単価及び処理単価(※)を都道府県別に比較したところ、最大値と最小値で、回収単価は約14倍、処理単価は約10倍もの乖離が見られた。

なお、必ずしも島しょの多い都道府県の単価が高いわけではなかった。【図1-1】【図1-2】

※回収(処理)費を回収(処理)量で除したのもの。

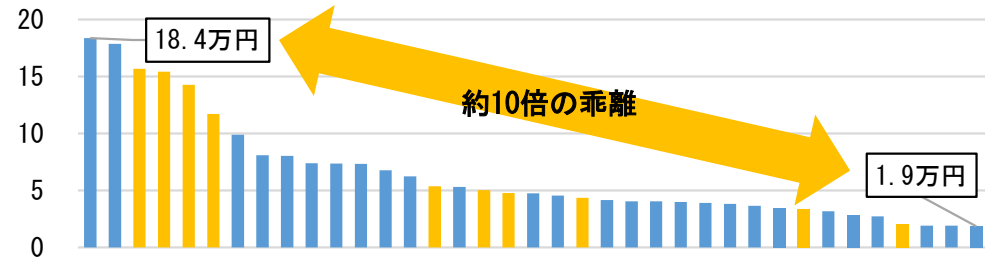
- また、地域区分が島しょのみの事業を取り出して都道府県別に回収単価を比較した場合でも、著しい乖離が見られた。【表1】

- 事業費の積算根拠を確認したところ、「回収・処理量」を一切考慮せず、作業回数・作業面積等のみを根拠としている事業が相当程度(21%)見られた。

【図1-1】都道府県別の回収単価(万円/t)



【図1-2】都道府県別の処理単価(万円/t)

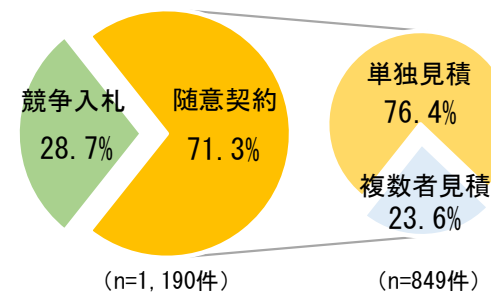


※図1-1、1-2のうちオレンジで着色した都道府県は、属する離島数が上位の10団体を示している。

#### (2) 契約方式

- 事業者選定時の契約方法を確認したところ、全契約(1,190件、単価契約等を除く。)のうち、競争入札が29%であったのに対し、随意契約(単独見積、複数者見積)が71%に上った。また、随意契約のうち、単独見積が76%に上った。【図2】

【図2】契約方式の状況



【表1】回収単価の分析(万円/t)

地域区分	最大値	最小値
島しょ	152.8	0.7
島しょ以外	21.2	1.2

※回収作業を実施した地域区分として上記項目のみを選択した事業を、都道府県別に集計の上、単価を算出。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

- 全国の回収・処理単価を比較すると、一定程度、地理等の特殊事情を考慮したとしても、合理的な説明がつかない単価の差が生じており、事業費が、回収・処理量に応じて適切に配分されていないのではないかと考えられる。
- 本事業の実施に当たっては、環境省において、
  - ①単価の上限の導入や、数量・作業場所等に応じた標準価格の設定等を検討した上で、
  - ②都道府県における事業費の積算時において、回収・処理量の考慮を必須とするよう取扱いを見直し、
  - ③併せて、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積を行うよう促すことにより、事業費を効率化しつつ、海岸漂着物等の回収・処理量が多い自治体へより重点を置いた配分がなされるよう見直しを行うべき。

